

庄内町立立川中学校「いじめ防止基本方針」(概要版)

- いじめ防止対策推進法
- いじめの防止等のための基本的な方針
- いじめの重大事態の調査に関するガイドライン

○山形県いじめ防止基本方針

○庄内町いじめ防止基本方針

○庄内町立立川中学校いじめ防止基本方針

【いじめに対する基本的な考え方】

- (1) いじめの未然防止**
友人や教職員との信頼関係の中、安心して学校生活を送り、授業や行事に主体的に参加し活躍できる安定した学校づくりを行う。
- (2) いじめの早期発見**
「どの生徒にも起こりうる」、「どの生徒も被害者にも加害者にもなりうる」との認識の下、全教職員が組織的に取り組む。
- (3) いじめに対する措置**
 - ・小さいいじめでも大きく扱い、生徒集団の意識を高め、いじめはしない、いじめを見たら止める勇気や知らせる勇気を育てる。
 - ・いじめを発見したときは、積極的な情報交換を行い、即時対応する。
 - ・特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。
 - ・加害生徒への指導においては、社会性の向上、人格の成長を図る指導を行うことに重点をおく。

【いじめの定義】

学級・部活動など当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの

【いじめ防止のための取組】

- (1) 教職員の指導**
 - ・校内研修会や職員会議等で周知を図り、全教職員で共通理解していく。
 - ・全校集会や学活、生徒会活動等で日常的にいじめ問題に触れていく。
- (2) 生徒に培う力とその取組**
 - ・生徒の自己有用感、自己肯定感、困難な状況を乗り越えていく力が高められるよう努める。
 - ・社会性、豊かな情操、互いの人格を尊重する態度を育む。
 - ・円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を培っていく。

(3) いじめ防止のための組織と具体的な取組「いじめ対策委員会」の設置

- ・いじめ防止等の中核組織として「いじめ対策委員会」を設置する（委員会は、校長が主宰）。
- ・委員会の構成は、校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、学年主任、養護教諭、教育相談担当、SC、SSW。必要に応じ、学級担任や外部機関等を加える。
- ・教頭を「いじめ対策担当教員」とする。
- ・いじめの早期発見、調査・指導の主体は、生徒指導部・学年会が当たる。

(4) 生徒の主体的取組

いじめ問題について学び、主体的に考え、いじめの防止を訴えるような取組を生徒会中心に展開する。

(5) 家庭・地域との連携

青少年健全育成体制を学校・家庭・地域の三者が連携して構築する。

【いじめの早期発見】

- (1) 早期発見の具体的な対応**
 - ①アンケートの実施
生徒：6・11・2月
保護者：6・11月
5年間保存
 - ②相談体制の整備
 - ③定期的な体制の点検
 - ④保健室や相談室の利用、SC SSW、電話相談窓口の活用と周知
 - ⑤生徒と共に過ごす時間の活用
 - ⑥生徒の交友関係や悩みの把握
- (2) 相談窓口などの組織体制**
- (3) 家庭・地域との連携**

【いじめに対する措置】

- (1) 事実確認と組織的対応**
 - ・生徒、保護者へのアンケートの実施
 - ・迅速な対応
 - ・いじめ対策委員会、生徒指導部会、学年を中心とした組織的対応
 - ・家庭、教育委員会への報告
- (2) 生徒、保護者への支援**
 - ・被害生徒の安全確保と支援
- (3) 加害生徒への指導と保護者への助言**
 - ・再発防止措置
 - ・外部機関との連携
- (4) いじめが起きた集団への指導**
 - ・いじめを許さない指導の継続
- (5) ネットいじめへの対応**
 - ・積極的な啓蒙と研修会の実施
 - ・外部機関との連携
- (6) 関係機関との連携**
 - ・教育委員会、警察署、児相など

【重大事態への対応】

- (1) 基本的な考え方**
 - ・文科省のガイドライン、県や町の基本方針に則って対処
 - ・調査組織の設置と調査機関への積極的協力
- (2) 調査の実施**
 - ・網羅的、客観的な事実関係の把握
 - ・被害生徒の継続的ケア
- (3) 調査結果の報告**
 - ・教育委員会への報告
 - ・被害生徒、保護者への説明
 - ・在校生、保護者への説明
 - ・報道機関への適切な対応

取り組みを学校評価に
位置付けて振り返る



学校いじめ防止プログラム(年間計画)作成による継続的な取り組み